

市町村の廢置分合、境界變更及び名稱變更 (大正9年～昭和25年)

大正9年10月～大正14年9月

1).2) は本表に關係なきため省略。

- 3) 大正10. 1. 1 飯南郡鈴止村 (3,477—大正9.10. 1人口、この項以下同じ)を廢し、その区域を松阪町 (16,645…計20,122) に編入。
- 4) ≧ 12. ≧ ≧ 三重郡富洲原村を富洲原町とする。(8,906)
- 5) ≧ ≧ 4. ≧ 桑名郡赤須賀村(2,908)を廢し その区域を桑名町(18,988…計21,896)に編入。
- 6) ≧ 13. 1. ≧ 飯南郡柿野村を柿野町とする。(4,645)
- 7) ≧ ≧ 2.11 多気郡大淀村を大淀町とする。(2,560)
- 8) ≧ ≧ 4. 1 飯南郡港村の一部 (1,867)を松阪町に編入。

大正14年10月～昭和5年9月

- 9) 昭和3. 8. 1 志摩郡波切村を波切町とする。(5,410—大正14.10.人口、この項以下同じ。)備考大正9(5,124))
- 10) ≧ ≧ 10. ≧ 三重郡菰野村を菰野町とする。(4,157)備考大正9(4,046))
- 11) ≧ ≧ 11. 3 北牟婁郡相賀村を相賀町とする。(3,070)備考大正9(3,248))
- 12) ≧ ≧ ≧ ≧ 度会郡小俣村を小俣町とする。(4,580)備考大正9(3,544))
- 13) ≧ 4. 2.11 桑名郡大山田村(6,047)を廢し、その区域をもつて西桑名町を設置。(備考大山田村大正9(4,692))
- 14) ≧ ≧ 3.10 員弁郡阿下喜村を阿下喜町とする。(2,067)備考大正9(1,992))
- 15) ≧ ≧ 7. 1 一志郡穴野村(3,638)を廢し、その区域をもつて香良洲町を設置。(備考穴野村大正9(3,454))
- 16) ≧ 5. 1. 1 三重郡海藏村(3,306)及び塩浜村(3,635)を廢し、その区域を四日市市(40,393…計47,334)に編入。(備考海藏村大正9(2,892)、塩浜村大正9(3,507))

昭和5年10月～昭和10年9月

- 17) 昭和6. 3. 1 津市と安濃郡藤水村との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 18) ≧ ≧ 4. ≧ 一志郡本村 (3,786—昭和5.10.1. 人口、この項以下同じ)を廢し、その区域を久居町 (6,618…計10,404)に編入。(備考本村大正14(4,469)、大正9(4,303))
- 19) ≧ ≧ ≧ ≧ 飯南郡神戸村 (7,232)を廢し、その区域を松阪町 (26,019…計33,251)に編入。(備考神戸村大正14(6,040)、大正9(4,132))
- 20) ≧ 7. 7. ≧ 飯南郡花岡村を花岡町とする。(備考昭和5(4,517)、大正14(4,168)、大正9(3,638))
- 21) ≧ 8. 2. ≧ 飯南郡松阪町を松阪市とする。(備考昭和5(26,019)、大正14(25,080)、大正9(16,645))
- 22) ≧ ≧ ≧ 11 飯南郡粥見村を粥見町とする。(備考昭和5(4,531)、大正14(4,671)、大正9(4,691))
- 23) ≧ ≧ 6. 1 津市と安濃郡藤水村との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 24) ≧ ≧ ≧ ≧ 宇治山田市と度会郡御園村との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 25) ≧ ≧ ≧ ≧ 鈴鹿郡庄野村と高津瀬村との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 26) ≧ ≧ 10. 1 南牟婁郡阿田和村を阿田和町とする。(備考昭和5(3,100)、大正14(2,968)、大正9(3,068))
- 27) ≧ 8. 3.20 桑名郡益生村 (4,104)を廢し、その区域を桑名町 (23,086…計27,190)に編入。(備考益生村大正14(3,474)、大正9(3,016))
- 28) ≧ 9. 6. 1 安濃郡新町 (5,876)を廢し、その区域を津市 (56,089…計61,965)に編入。(備考新町大正14(4,840)、大正9(4,160))
- 29) ≧ ≧ 12. ≧ 度会郡北浜村と多気郡大淀町との間に境界變更(人口異動なし)あり。

昭和10年10月～昭和15年9月

- 30) 昭和11. 3. 1 安濃郡藤水村 (1,910—昭和10.10. 1. 人口、この項以下同じ)を廢し、その区域を津市 (65,971…計67,881)に編入。(備考藤水村昭和5(1,732)、大正14(1,517)大正9(1,536))
- 31) ≧ 12. ≧ ≧ 四日市市と三重郡常磐村との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 32) ≧ ≧ ≧ 20 桑名郡西桑名町 (8,930)を廢し、その区域を桑名町 (28,361…計37,291)に編入。(備考西桑名町昭和5(7,593)、大正14、大正9(13)参照))
- 33) ≧ ≧ 4. 1 桑名郡桑名町を桑名市とする。(28,361)備考昭和5(23,086)、大正14(22,935)、大正9(18,988))
- 34) ≧ 13. 6. ≧ 多気郡大淀町と上御糸村との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 35) ≧ ≧ 12. ≧ 三重郡富洲原町と富田町との間に境界變更(人口異動なし)あり。
- 36) ≧ 14. 7. ≧ 志摩郡和具村を和具町とする。(備考昭和10(4,877)、昭和5(4,438)、大正14(4,138)、大正9(3,824))

- 37) ≡ ≡ ≡ ≡ 一志郡高茶屋村 (1,668) を廃し、その区域を津市 (65,971…計67,639) に編入。(備考高茶屋村昭和5 (1,599)、大正14 (1,530)、大正9 (1,509))
- 38) ≡ 15. 2.11 三重郡楠村を楠町とする。(備考昭和10 (4,969)、昭和5 (3,370) 大正14 (3,202) 大正9 (3,251))
- 39) ≡ ≡ ≡ ≡ 度会郡滝原村を滝原町とする。(備考昭和10 (3,489) 昭和5 (3,461)、大正14 (3,702) 大正9 (3,473))
- 40) ≡ ≡ ≡ ≡ 度会郡五ヶ所村を五ヶ所町とする。(備考昭和10 (3,402)、昭和5 (3,451)、大正14 (2,994) 大正9 (2,942))
- 昭和15年 9月 ~ 昭和22年10月
- 41) 昭和15.11. 3 一志郡境村 (571) を廃し、その区域を家城村 (2,456…計3,027) に編入し、同時に家城村を家城町とする。
- | (備考)  | 昭和10  | 昭和 5  | 大正14  | 大正 9  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 境 村   | 573   | 566   | 558   | 582   |
| 家 城 村 | 2,466 | 2,393 | 2,297 | 2,291 |
- 42) ≡ ≡ ≡ ≡ 10 北牟婁郡錦村を錦町とする。(備考昭和15 (3,256)、昭和10 (2,846)、昭和5 (2,793) 大正14 (2,570)、大正9 (2,394))
- 43) ≡ 16.2.11 員弁郡大泉原村 (2,076)、笠田村 (2,001) 及び大泉村 (1,391) を廃し、その区域をもつて員弁町 (計 5,468) を設置。
- | (備考)    | 昭和10  | 昭和 5  | 大正14  | 大正 9  |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 大 泉 原 村 | 2,177 | 2,106 | 1,995 | 2,003 |
| 笠 田 村   | 2,103 | 2,078 | 1,983 | 1,962 |
| 大 泉 村   | 1,404 | 1,448 | 1,382 | 1,378 |
- 44) ≡ ≡ ≡ ≡ 三重郡日永村 (6,592)、常磐村 (3,336)、羽津村 (3,746)、富田町 (10,749) 及び富洲原町 (14,616) を廃し、その区域を四日市市 (63,732…計102,771) に編入。
- | (備考)    | 昭和10   | 昭和 5   | 大正14   | 大正 9    |
|---------|--------|--------|--------|---------|
| 日 永 村   | 4,432  | 3,958  | 3,673  | 3,649   |
| 常 磐 村   | 2,813  | 2,543  | 2,474  | 2,455   |
| 羽 津 村   | 3,450  | 3,252  | 3,179  | 2,853   |
| 富 田 町   | 9,961  | 9,175  | 8,377  | 7,056   |
| 富 洲 原 町 | 13,386 | 11,263 | 12,055 | [4] 参照] |
- 45) ≡ ≡ 5. 5 度会郡神社町 (2,754) を廃し、その区域を宇治山田市 (52,555…計55,309) に編入。(備考神社町昭和10 (2,635)、昭和5 (2,663)、大正14 (2,674)、大正9 (2,752))
- 46) ≡ ≡ 9.10 阿山郡上野町 (20,780)、小田村 (969)、三田村 (1,401)、城南村 (3,184)、新居村 (3,449)、長田村 (1,318) 及び花之木村 (1,402) を廃し、その区域をもつて上野市 (計32,503) を設置。
- | (備考)    | 昭和10   | 昭和 5   | 大正14   | 大正 9   |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 上 野 町   | 20,540 | 19,891 | 18,255 | 16,778 |
| 小 田 村   | 1,032  | 1,002  | 987    | 881    |
| 三 田 村   | 1,500  | 1,593  | 1,571  | 1,531  |
| 城 南 村   | 3,231  | 3,103  | 2,960  | 2,794  |
| 新 居 村   | 3,447  | 3,769  | 3,830  | 3,762  |
| 長 田 村   | 1,314  | 1,369  | 1,405  | 1,420  |
| 花 之 木 村 | 1,499  | 1,618  | 1,567  | 1,570  |
- 47) ≡ 17. 2. 1 鈴鹿郡庄野村と牧田村との間に境界変更(人口異動なし)あり。
- 48) ≡ ≡ ≡ ≡ 四日市市と三重郡大矢知村との間に境界変更(人口異動なし)あり。
- 49) ≡ ≡ 5. 5 名賀郡藏持村 (1,473)、薦原村 (1,277) 及び箕曲村 (2,407) を廃し、その区域を名張町 (7,694… 計 12,851) に編入。
- | (備考)  | 昭和10  | 昭和 5  | 大正14  | 大正 9  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 藏 持 村 | 1,499 | 1,729 | 1,611 | 1,634 |
| 薦 原 村 | 1,343 | 1,452 | 1,429 | 1,408 |
| 箕 曲 村 | 2,448 | 2,671 | 2,524 | 2,537 |
- 50) ≡ ≡ ≡ ≡ 30 三重郡神前村と川島村との間に境界変更(人口異動なし)あり。
- 51) ≡ ≡ 6.10 志摩郡坂手村 (1,756) を廃し、その区域を鳥羽町 (7,817…計9,573) に編入。(備考坂手村昭和10 (1,854))

昭和5(1,977)、大正14(1,978)、大正9(2,024)

52) ≧ ≧ 7. 1 阿山郡東栢植村を栢植町とする。(3,953)備考昭和10(3,934)、昭和5(3,969)、大正14(3,952)、大正9(4,059)

53) ≧ ≧ 12. 1 鈴鹿郡国府村(3,281)、庄野村(1,543)、高津瀬村(2,595)、牧田村(1,372)、石薬師村(2,783)及び河芸郡白子町(7,572)、神戸町(4,836)、稻生村(2,588)、飯野村(1,886)、河曲村(2,911)一ノ宮村(3,603)、箕田村(2,504)、玉垣村(4,142)、若松村(4,511)を廃し、その区域をもつて鈴鹿市(計46,127)を設置。

(備考)	昭和10	昭和 5	大正14	大正 9
鈴鹿郡 国 府 村	3,226	3,178	2,982	3,031
庄 野 村	1,543	1,529	1,482	1,476
高 津 瀬 村	2,509	2,581	2,386	2,242
牧 田 村	1,353	1,353	1,298	1,314
石 薬 師 村	2,680	2,910	2,802	2,595
河芸郡 白 子 町	6,586	6,314	6,190	5,320
神 戸 町	4,308	4,495	4,203	3,892
稻 生 村	2,549	2,455	2,455	2,318
飯 野 村	1,826	1,709	1,639	1,737
河 曲 村	2,863	2,707	2,646	2,564
一ノ宮村	3,569	3,474	3,411	3,284
箕 田 村	2,427	2,449	2,273	2,184
玉 垣 村	4,053	4,001	3,938	4,063
若 松 村	4,327	4,255	4,046	3,839

54) ≧ 18. 8.31 安濃郡神戸村(2,753)、安東村(2,410)及び櫛形村(2,178)を廃し、その区域を津市(68,625...計75,966)に編入。

(備考)	昭和10	昭和 5	大正14	大正 9
神 戸 村	2,860	2,914	2,778	2,729
安 東 村	2,359	2,355	2,318	2,332
櫛 形 村	2,260	2,286	2,214	2,209

55) ≧ ≧ 9.15 三重郡四郷村(5,166)及び内部村(3,089)を廃し、その区域を四日市市(63,732...計71,987)に編入。

(備考)	昭和10	昭和 5	大正14	大正 9
四 郷 村	5,137	5,102	4,836	4,748
内 部 村	3,037	3,057	3,055	3,023

56) ≧ ≧ 12. 1 度会郡大湊町(2,662)、宮本村(1,734)及び浜郷村(5,499)を廃し、その区域を宇治山田市(55,309...計65,204)に編入。

(備考)	昭和10	昭和 5	大正14	大正 9
大 湊 町	2,545	2,347	2,400	2,449
宮 本 村	1,704	1,759	1,713	1,616
浜 郷 村	5,306	5,191	4,895	4,614

57) ≧ 21. 6.20 三重郡保々村の一部(人口異動なし)を下野村に編入。

58) ≧ 22. 7. 1 河芸郡白塚村を白塚町とする。(3,709)備考昭和10(3,562)、昭和5(3,606)、大正14(3,473)、大正9(3,288)

昭和22年10月 ~ 昭和25年 9月

9) ≧ 23.12.25 飯南郡松江村(3,715)及び朝見村(2,159)を廃し、その区域を松阪市(41,269...計47,143)に編入。

(備考)	昭和15	昭和10	昭和 5	大正14	大正 9
松 江 村	2,929	3,199	3,027	2,890	2,452
朝 見 村	1,904	1,853	1,887	1,871	1,869

60) ≧ 24. 8. 1 名賀郡名張町の一部をもつて箕曲村(2,813)を設置。(備考昭和15、昭和10、昭和 5、大正14、大正9(49)参照)

61) ≧ 25. ≧ ≧ 阿山郡府中村(4,657)及び名賀郡猪田村(2,410)を廃し、その区域を上野市(39,373...計46,440)に編入。

(備考)	昭和15	昭和10	昭和 5	大正14	大正 9
阿山郡 府 中 村	3,849	4,105	4,202	4,119	4,116
名賀郡 猪 田 村	2,007	2,030	2,204	2,265	2,299

62) ≧ ≧ 10. 1 一志郡久居町の一部(22)を津市に編入。